

小郡市市内業者及び準市内業者認定基準

(目的)

第1条 この基準は、小郡市競争入札参加資格者名簿登載者を市内業者及び準市内業者として認定する基準について定め、公正・公平な入札制度を構築するとともに、指名業者の選定を適正に処理することを目的とする。

(市内業者)

第2条 市内業者とは、小郡市競争入札参加資格者名簿登載者で、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 小郡市内に本社や本店（以下「本店等」という。）を有していること。
- (2) 本店等には、専用の営業スペースを有し、机、電話、ファックス、什器等を備えていること。（電話やファックスが常に転送状態になっている場合は認められない）また、外観上確認できる看板等を設置していること。
- (3) 建設工事の登録業者は、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による許可を受け、専任の技術者が常駐すること。

(準市内業者)

第3条 準市内業者とは、小郡市競争入札参加資格者名簿登載者で、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 小郡市内に支店や営業所（以下「支店等」という。）を有している者。
- (2) 本店等の代表者より見積り、入札、契約締結及び履行（施工）等の権限を委任された者が支店等に常勤していること。
- (3) 営業活動を行い得る人的配置がなされていること。
- (4) 支店等には、専用の営業スペースを有し、机、電話、ファックス、什器等を備えていること。（電話やファックスが常に転送状態になっている場合は認められない）また、外観上確認できる看板等を設置していること。
- (5) 建設工事の登録業者は、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による許可を受け、専任の技術者が常駐すること。

(実態調査)

第4条 市長は、特に必要があると認める場合は、市内業者及び準市内業者の実態調査を行うことができる。また、市内業者及び準市内業者は、実態調査に協力しなければならない。

2 市長は、前項の実態調査の結果、必要がある場合は、一定期間内に改善措置をとるよう指導することができる。

3 前項の指導に従わない者は、市内業者及び準市内業者としての認定を取り消す。

4 第1項の調査に協力しない者は、市内業者及び準市内業者としての認定を取り消す。

(補則)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。